

指定管理者の指定議案の概要

—令和4年12月定例会—

指定議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 127号	永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	1
議案第 128号	太田地区活動センター及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理を行う 指定管理者の指定について……………	3
議案第 129号	盛岡南公園球技場の管理を行う指定管理者の指定について……………	5
議案第 130号	いわて盛岡ボールパークの管理を行う指定管理者の指定について……………	7
議案第 131号	盛岡市立巻堀児童館の管理を行う指定管理者の指定について……………	9
議案第 132号	盛岡市立日戸児童館の管理を行う指定管理者の指定について……………	11
議案第 133号	盛岡市立好摩児童館の管理を行う指定管理者の指定について……………	13
議案第 134号	盛岡市立生出児童館の管理を行う指定管理者の指定について……………	15
議案第 135号	盛岡市立洪民児童館の管理を行う指定管理者の指定について……………	17
議案第 136号	盛岡市立向中野児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	19
議案第 137号	盛岡市新事業創出支援センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	21

議案第 127号

永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 永井地域交流活性化センター
- (2) 位 置 盛岡市永井23地割14番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和10年 3 月31日（5 年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2 団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

市民福祉の向上と増進に寄与することを理念として、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、創意工夫を重ねながら社会福祉事業及び公益事業に取り組んでいる。

- (4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター及び老人福祉センター並びに地区活動センター等、各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 経過

- 令和 4 年 7 月15日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
募集要項・仕様書等の配布開始
- 7 月25日 申請予定者説明会の開催（3 団体の参加）
- 8 月 1 日～8 月31日 公募期間

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉事業団	592.0点	397.0点	67.1%	11,717,000円	11,717,000円
2	A		359.1点	60.7%		11,717,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

それぞれがこれまでの活動の中で培った経験や得意分野が盛り込まれており、評価できる点を備えた提案がなされていた。

その中で、指定管理者候補者となった団体は、「施設の管理運営の実績」、「利用者に対するサービスの向上」など、26項目の審査項目のうち、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

6 審査員

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 盛岡市町内会連合会副会長 | 柿 木 和 夫 |
| (2) 盛岡市自治公民館連絡協議会会長 | 工 藤 長 彦 |
| (3) 一般社団法人岩手県中小企業診断士協会 | 中 村 健 |
| (4) 盛岡市市民部市民協働推進課長 | 熊 谷 修 二 |

議案第 128号

太田地区活動センター及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 太田地区活動センター及び盛岡市立太田老人福祉センター |
| (2) 位 置 | 盛岡市中太田深持 9 番地 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和10年 3 月31日（5 年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第 1 種社会福祉事業、第 2 種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

太田地区活動センターや盛岡市立太田老人福祉センターを始め、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター、障がい者支援施設等の指定管理を行っている。

3 経過

令和4年7月20日	申請依頼・仕様書等の送付
～9月22日	申請期間
9月30日	審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉事業団	736.0点	427.9点	58.1%	21,040,000円	21,040,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウを活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、過去の運営実績もあり、良好な運営が期待できる点が評価された。

6 審査員

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長 | 小林敬 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 | 佐藤卓 |
| (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長 | 熊谷修二 |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 | 佐藤亮 |

議案第 129号

盛岡南公園球技場の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡南公園球技場
- (2) 位 置 盛岡市永井 8 地割65番地
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和10年 3 月31日（5 年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- ・代表者名 会長 長 澤 茂
- ・所在地 盛岡市本宮五丁目 4 番 1 号
- ・新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・スポーツに対する意識の向上に関する事業
- ・市民の体力の向上を図る事業
- ・ジュニアスポーツの振興に関する事業
- ・健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- ・施設の管理運営に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するための事業

(4) 候補者の実績

盛岡体育館ほか14スポーツ施設の管理運営（令和 4 年度）

3 経過

令和4年7月11日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月11日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月20日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月25日～8月26日	公募期間
9月6日	審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡市スポーツ協会	680.0点	549.5点	80.8%	43,228,000円	43,228,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

設置目的に合致した管理運営に係る基本方針を策定している点や取組内容が具体的に示されている点が評価された。また、職員研修が充実していることから、利用者に対するサービス向上が見込まれる点も評価された。

6 審査員

(1) 国立大学法人岩手大学名誉教授	小笠原 義 文
(2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長	三 浦 拓 朗
(3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）	小野寺 こずえ
(4) 盛岡市交流推進部参事兼スポーツ推進課長	白 石 雄 太

議案第 130号

いわて盛岡ボールパークの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | いわて盛岡ボールパーク |
| (2) 位 置 | 盛岡市永井7地割16番地2 |
| (3) 制度導入の種別 | 新規 |
| (4) 指定期間 | 令和5年4月1日～令和20年3月31日（15年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募 |
- （非公募理由）

当該施設は、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが提供されることを目的として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく施設整備、運営、維持管理を一体としたPFI方式の盛岡南公園野球場（仮称）整備事業契約（令和2年3月26日締結）により整備しており、当該事業契約を締結している盛岡南ボールパーク株式会社を指定管理者とすることが妥当であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 盛岡南ボールパーク株式会社
- ・代表者名 代表取締役 伊早坂 睦
- ・所在地 盛岡市中央通三丁目4番7号
- ・新規、再指定の別 新規

(3) 候補者の主な業務内容

- ・盛岡南公園野球場、屋内練習場及び外構の設計、建設及び工事監理業務
- ・盛岡南公園野球場、屋内練習場及び外構の運営及び維持管理業務
- ・盛岡南公園野球場整備事業全体を統括し当該事業を推進させるための各種マネジメント業務
- ・各種イベント及びスポーツ教室等の事業の実施
- ・前各号に付帯する一切の事業

(4) 候補者（構成企業）の実績

宮城県岩沼市9スポーツ施設ほか6スポーツ施設の管理運営など

3 経過

令和4年8月5日 申請依頼・審査評価表等の送付

8月8日～9月6日 申請期間

9月13日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡南ボールパーク株式会社	474.0点	276.6点	58.4%	－ 円	－ 円

※ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づくPFI方式による施設整備、運営、維持管理を一体とした事業契約を締結しているため、指定管理料上限額の設定は行っていない。

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる点や自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており、利用者にとって魅力的なものとなっている点が評価された。また、屋内練習場や会議室等の活用により日常的にスポーツに親しむ場を提供することを積極的に提案している点も評価された。

6 審査員

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長 | 小 林 敬 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 | 佐 藤 卓 |
| (3) 盛岡市交流推進部参事兼スポーツ推進課長 | 白 石 雄 太 |

議案第 131号

盛岡市立巻堀児童館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立巻堀児童館
- (2) 位 置 盛岡市巻堀字巻堀 101番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- ・代表者名 会長 米 田 ハツエ
- ・所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

玉山地区児童館5施設、都南子どもの家などの管理運営を行っている。（令和4年度）

3 経過

令和4年7月25日 申請依頼・仕様書等の送付

7月27日～8月26日 申請期間

9月2日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉協 議会	519.6点	316.1点	60.8%	18,372,000円	18,372,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域の特性を踏まえ、魅力的な事業が提案されている点や、組織的な運営体制、マニュアル、研修及び他施設との人材連携を生かした安定した管理運営が期待できる点が高く評価された。

6 審査員

- (1) 盛岡市財政部財政課長 小 林 敬
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐 藤 卓
- (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 132号

盛岡市立日戸児童館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立日戸児童館
- (2) 位 置 盛岡市日戸字市の坪25番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和10年 3 月31日（5 年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- ・代表者名 会長 米 田 ハツエ
- ・所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

玉山地区児童館 5 施設、都南子どもの家などの管理運営を行っている。（令和 4 年度）

3 経過

令和 4 年 7 月 25 日 申請依頼・仕様書等の送付

7月27日～8月26日 申請期間

9月2日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉協 議会	519.6点	323.1点	62.2%	14,802,000円	14,802,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域の特性を踏まえ、魅力的な事業が提案されている点や、組織的な運営体制、マニュアル、研修及び他施設との人材連携を生かした安定した管理運営が期待できる点が高く評価された。

6 審査員

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長 | 小 林 敬 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 | 佐 藤 卓 |
| (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 | 杉 田 博 信 |

議案第 133号

盛岡市立好摩児童館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立好摩児童館
- (2) 位 置 盛岡市好摩字野中69番地85
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- ・代表者名 会長 米 田 ハツエ
- ・所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

玉山地区児童館5施設、都南子どもの家などの管理運営を行っている。（令和4年度）

3 経過

令和4年7月25日 申請依頼・仕様書等の送付

7月27日～8月26日 申請期間

9月2日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉協 議会	519.6点	318.6点	61.3%	16,744,000円	16,744,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域の特性を踏まえ、魅力的な事業が提案されている点や、組織的な運営体制、マニュアル、研修及び他施設との人材連携を生かした安定した管理運営が期待できる点が高く評価された。

6 審査員

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長 | 小 林 敬 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 | 佐 藤 卓 |
| (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 | 杉 田 博 信 |

議案第 134号

盛岡市立生出児童館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立生出児童館
- (2) 位 置 盛岡市下田字仲平66番地2
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- ・代表者名 会長 米 田 ハツエ
- ・所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

玉山地区児童館5施設、都南子どもの家などの管理運営を行っている。（令和4年度）

3 経過

- 令和4年7月13日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 同日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月21日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月30日 公募期間
- 9月14日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉協 議会	708.8点	471.7点	66.5%	11,714,000円	11,714,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域の特性を深く理解し、地域に根差した地域福祉の向上と、学校と連携した児童の健全育成に努めている点や、学校や老人養護施設との交流など、地域に密着した管理運営が期待できる点が高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 盛岡市立生出小学校長 | 天 沼 正 明 |
| (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会浜民地区会長 | 坂 本 勝 彦 |
| (3) 盛岡市PTA連合会理事 | 高 島 恵 輔 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 | 杉 田 博 信 |

議案第 135号

盛岡市立洪民児童館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立洪民児童館
- (2) 位 置 盛岡市洪民字鶴塚 103番地
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- ・代表者名 会長 米 田 ハツエ
- ・所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

玉山地区児童館5施設、都南子どもの家などの管理運営を行っている。（令和4年度）

3 経過

令和4年7月25日 申請依頼・仕様書等の送付

7月27日～8月26日 申請期間

9月2日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉協 議会	519.6点	321.6点	61.9%	17,866,000円	17,866,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域の特性を踏まえ、魅力的な事業が提案されている点や、組織的な運営体制、マニュアル、研修及び他施設との人材連携を生かした安定した管理運営が期待できる点が高く評価された。

6 審査員

- (1) 盛岡市財政部財政課長 小 林 敬
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐 藤 卓
- (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 136号

盛岡市立向中野児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立向中野児童センター
- (2) 位 置 盛岡市向中野五丁目10番70号
- (3) 制度導入の種別 新規
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・新規、再指定の別 新規

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター及び障がい者支援施設等の管理運営を行っている。（令和4年度）

3 経過

- | | |
|------------|------------------------|
| 令和4年7月13日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 同日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月21日 | 申請予定者説明会の開催（2団体の参加） |
| 8月1日～8月30日 | 公募期間 |
| 9月29日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉事業団	708.8点	429.1点	60.5%	17,338,000円	17,338,000円
2	A		295.3点	41.7%		17,338,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

それぞれがこれまでの活動の中で培った得意分野を盛り込んだ提案がなされていた。

その中で、指定管理者候補者となった団体は、事業展開の具体性がある提案がなされており、立地環境を踏まえた安全対策の意識を持っている点や、地域に密着した管理運営が期待できる点が高く評価された。

6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市PTA連合会事務局員 藤 原 泉
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 137号

盛岡市新事業創出支援センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市新事業創出支援センター
- (2) 位 置 盛岡市北飯岡一丁目8番20号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 協同組合産業社会研究会経営者革新会議
- ・代表者名 理事長 漆 原 憲 博
- ・所在地 盛岡市材木町2番26号
- ・新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

組合企業への経営や技術の改善向上のための各種セミナーや勉強会の開催

- (4) 候補者の実績

組合企業に対する新事業創出、創業に関する支援・指導事業の共同受注や、経営や技術の改善向上のための各種セミナーや勉強会を開催している。

また、平成22年からは、盛岡市新事業創出支援センターの指定管理業務を受託し、入居企業の支援や施設の周知を実施している。入居率は高水準であり、令和4年4月1日現在で100%を達成している。

3 経過

- 令和4年7月15日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月20日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月27日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）

8月1日～8月31日 公募期間

9月13日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	協同組合産業社会 研究会経営者革新 会議	694.4点	465.8点	67.1%	8,093,000円	8,093,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

申請者は現指定管理者1団体のみであり、事業計画等については、現指定管理者ならではの実績に基づく堅実で実効性のある内容の提案がなされた。

申請者は複数の企業で構成されており、企業に関する幅広い情報網を有するとともに、事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的・経営的能力を有するものと認められ、さらに、組合の設立趣旨と施設の設置目的が合致していることから、施設使用者及び使用希望者の支援に適していると評価された。また、申請者が平成22年に指定管理業務を受託してからは、入居率を高水準に維持している点からも高い評価が与えられた。

6 審査員

- (1) 国立大学法人岩手大学研究支援・産学連携センター教授 今 井 潤
- (2) 公益財団法人いわて産業振興センターものづくり振興部長 冨 手 壮 一
- (3) 岩手県盛岡広域振興局経営企画部特命参事兼産業振興室長 土井尻 英 明
- (4) 盛岡市商工労働部ものづくり推進課長 佐 藤 武 志